

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成28年1月14日(2016.1.14)

【公開番号】特開2014-125030(P2014-125030A)

【公開日】平成26年7月7日(2014.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2014-036

【出願番号】特願2012-281771(P2012-281771)

【国際特許分類】

*B 6 2 D 21/00 (2006.01)*

【F I】

B 6 2 D 21/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成27年11月18日(2015.11.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

本実施形態において車両後部構造100が適用される車両は、電気モータおよびバッテリーユニット108を搭載するハイブリッドカー(プラグインハイブリッドカーを含む)または電気自動車である。バッテリーユニット108は、その筐体の内部に複数のバッテリーセルや電気部品を収容した複合体(コンプ体)である。バッテリーセルは例えリチウムイオン2次電池等であって、電気部品は例え電池監視ユニットやファン、ジャンクションブロック等である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

図4、図5に示すように、車両後部構造100では、車両幅方向に延びるバックパネル126が、左右のリアサイドメンバ110の後端に接合される。また、金属製の中空のクラッシュボックス124(代表して車両左側のものに符号を付す)が、リアサイドメンバ110を車両後方に延長した位置にバックパネル126を介して設置される。クラッシュボックス124は衝突時に衝突エネルギーを吸収するための部品であり、バックパネル126を介してリアサイドメンバ110の後端に接合される。バックパネル126およびクラッシュボックス124の車両後側には、リアバンパが取り付けられる。